

点群サーベーター

資格認定規程

一般社団法人不動産検査保証機構

第 1 条(目的)

一般社団法人不動産検査保証機構(以下「本機構」とする)において、点群サーベイヤーの認定を適正に行い、点群サーベイヤーに関わる能力・資質の向上を図るためにこの規程を設ける。

第 2 条(資格の定義及び種類)

本機構が称する「点群サーベイヤー」とは、レーザースキャナを使用した種々の測量に関する計画を策定、または遂行する者のことをいい、認定する資格の種類、認定レベルは以下の通りである。

(1)点群サーベイヤーST

レーザースキャナによる測量を計画どおりに遂行するために必要な知識と技能を備えている者。

(2)点群サーベイヤーSP

依頼者のニーズに応じたレーザースキャナによる測量の計画を策定し、得られた点群データを検証するのに必要な知識と技能を備えている者。

2 資格認定によって、本機構が測定データの正確性を保証するものではない。

第 3 条(認定)

以下の要件を満たす者を資格者として認定する

(1)本機構の主催する試験に合格した者

(2)本機構の判断により知識・技能について十分に資格レベルに達していると認定した者

2 前項により認定された者は、本機構に対し登録申請を行うことができる。本機構は登録申請に対し、第6条で定める欠格事由がない限り『資格認定証』を交付し、第7条に定める名簿に登録する。

第 4 条(名称の使用)

点群サーベイヤーの資格名称を使用する場合、その者は資格認定者として本機構に登録しなければならない。

2 前項でいう名称の使用とは、印刷物(名刺、書籍類、小冊子、カタログ、パンフレット、チラシ等)、ウェブサイト(ホームページ、ブログ、動画サイト、SNS全般等)、視聴覚資料(CD、DVD、ビデオテープ、各種音源及びデータ等)、ソフトウェア(アプリケーション、各種コンテンツ等)等での使用をいう。

3 認定資格を喪失した後は、資格名称の使用を禁じ、本件名称を使用した販売促進物の変更等、第三者に対して認定資格保有者であるとの誤認を避ける措置を取らなければならない。

第 5 条(有効期間及び資格維持管理料・認定証発行手数料)

資格認定証の有効期間は登録初年度を含めて5年間とし、5年毎に本機構が実施する更新講習を受講しなければならない。

2 1年毎に別途定める資格維持管理料を本機構に納入し、5年毎の更新講習受講料は無料とする。

3 第6条により資格を喪失した場合、既納の資格維持管理料の払い戻しをしない。

4 初年度及び5年毎の更新時に認定証を発行するには、別途定める認定証発行手数料を本機構に納入する。認定証の破損・紛失等により再発行が必要となった際にも同額の発行手数料を本機構に納入する。

第 6 条(欠格事由)

認定資格者が次の各号のいずれかに該当した場合、その資格を喪失する。

- (1) 認定申込書の申告事項に、虚偽の記載、重大な誤記等があったとき
- (2) 資格更新手続きを行わない旨の届出があったとき
- (3) 資格維持管理費納入が6ヶ月以上遅延し、本機構からの督促にも応じないとき
- (4) 反社会的勢力との何らかの関係性が確認されたとき
- (5) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (6) その他、本機構が資格登録につき不適当な事由があると判断したとき

2 認定資格を喪失したものが行った行為によって本機構に損害が生じた場合、若しくは本機構が第三者に対し生じた損害を補填した場合の損害賠償並びに求償は、認定資格の喪失を以て免れるものではないものとする。

第 7 条(認定資格者名簿)

本機構は、認定資格者の名簿を作成する。名簿に記載される情報は以下の通りとする。尚、本名簿は公開しないものとする。

- (1) 氏名
- (2) 事業に用いる屋号がある場合はその屋号
- (3) 住所若しくは居所
- (4) 電話番号
- (5) メールアドレス
- (6) 認定番号
- (7) 法人に所属する場合はその法人情報

2 前項の名簿情報のうち、以下の情報を認定資格者一覧として公開する。尚、公開の方法は本機構のホームページ、印刷物等とする。

- (1) 認定番号

- (2)氏名
- (3)事業に用いる屋号若しくは所属法人名称
- (4)事業における活動拠点若しくは所属本店住所
- (5)事業に用いる連絡先電話番号
- (6)事業に用いる連絡先メールアドレス
- (7)事業に用いるホームページアドレス

3 前項の情報は用いない事項を除き、原則公開とする。

第 8 条(変更の届出)

認定資格者は、前条の内容に変更等が生じた場合、速やかに変更の届出をするものとする。

2 前項の届出がなかったことで認定資格者が不利益を被ったとしても、本機構は一切その責任を負わない。

第 9 条(認定試験)

資格の認定試験は、認定資格者として必要な知識及び技能についてこれを行う。

2 試験の内容・方法は別途定める。

第 10 条(認定試験の受験申請)

認定試験を受験する者は、本機構の定めるところにより申請しなければならない。

2 申請期日及び受験料は別途定める。

第 11 条(認定資格の登録申請)

認定試験に合格し資格を登録する者は、本機構の定めるところにより申請しなければならない。

2 申請期日及び登録に伴う資格維持管理料、認定証発行手数料は別途定める。

第 12 条(認定試験による認定業務)

認定試験による認定について、本機構は次の業務を行う。

- (1)試験問題の作成・認定基準の作成
- (2)認定試験の実施・採点
- (3)認定結果の通知
- (4)資格の認定

第 13 条(善管注意事項)

本機構は、その業務の実施にあたって不正行為を行ってはならない。また、役職上知り

得た認定に関する情報等について、これを第三者に口外してはならない。

第 14 条(規程の変更)

本規程は、本機構の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規程は2024年7月1日から施行する。